

「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託」及び「未利用国有地の管理等業務に係る業務委託」に関する業務説明会の開催について

福岡財務支局が所管する国有財産に係る管理処分等の業務について、民間事業者へ委託するための『業務説明会』を下記のとおり開催します。

記

1. 開催日時、場所

日 時： 令和 元年10月18日（金） 10時00分から1時間程度・・・対象業務①②
同 上 14時00分から1時間程度・・・対象業務③④
場 所： 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
福岡合同庁舎 本館4階 小会議室（入口番号406番）・・・対象業務①④
大会議室（入口番号401番）・・・対象業務②③

2. 概要

（1）対象業務及び業務内容

<対象業務①> 普通財産の管理処分等業務

旧里道・水路等の売払、国有地の境界確定補助、国有財産の新規貸付契約・貸付料の改定
・貸付契約の更新、自己の所有と誤信して使用開始された国有財産の現況調査及び占使用者に関する調査等の業務

<対象業務②> 未利用国有地の管理等業務

未利用国有地等の草刈や柵設置等の管理に関する業務

<対象業務③> 物件調書等作成業務

未利用国有地等の処分にあたり必要となる物件調査に関する業務

<対象業務④> 測量等業務

未利用国有地等の測量及び表題登記等に関する業務

（2）契約期間

令和2年4月（契約締結日）から令和5年3月31日まで（3ヶ年）

（3）対象地域

福岡県、佐賀県、長崎県

なお、委託する対象業務によっては、上記対象地域を複数に区分します。
（地域区分の詳細については、業務説明会にて説明します。）

（4）落札者の決定方法

対象業務及び対象地域ごとに総合評価方式により決定します。

【お問合せ先】

福岡財務支局 管財部 審理課又は第一統括
国有財産管理官又は第二統括国有財産管理官
電話 092-411-5104（審理課）
411-5109（第一統括）
411-5115（第二統括）

対象業務①：審理課（内線 3532、3536）
対象業務②：第一統括（内線 3546、3555）
対象業務③：第一統括（内線 3562、3542）
対象業務④：第二統括（内線 3552、3553）